

利根沼田振興局庁舎 LED 照明賃貸借事業 契約書 (案)

群馬県知事 (以下「甲」という。) と、 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)  
は、乙が所有する LED 照明器具 (以下「物件」という。) の賃貸借に関し次のとおり契約を締結する。

(賃貸借物件の内容)

第 1 条 賃貸借物件の仕様及び数量は、別紙○「利根沼田振興局庁舎 LED 照明賃貸借事業  
特記仕様書」のとおりである。

(契約金額)

第 2 条 契約金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(内消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)

2 年度別年支払額は、以下のとおりとする。

令和 7 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 8 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 9 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 10 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 11 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 12 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 13 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 14 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 15 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)
令和 16 年度	金 _____ 円	(内消費税額及び地方消費税額 _____ 円)

3 甲は、予算の都合により必要があるときは、甲乙協議し、前項の年度別支払額を変更することができる。

(物件設置場所)

第 3 条 物件の設置場所は、別紙○「照明器具表」のとおりである。

(賃貸借期間)

第 4 条 本契約は、117ヶ月 (9年9ヶ月) を賃貸借期間とした賃貸借契約とする。

2 契約期間は、令和 6 年○月○日から令和 17 年 3 月 31 日までとする。

3 賃貸借期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までとする。

(契約の趣旨)

第5条 乙は、甲に対し、本契約の条項にしたがって、物件の賃貸借及び運用維持保守からなるサービスを行うことを約し、甲はこれに対し本契約記載の賃貸借料を支払うことを約定するものとする。

(賃貸借料)

第6条 物件の賃貸借料は、頭書記載の契約金額のとおりとする。

2 賃貸借料は、賃貸借期間の始期から起算し、この契約期間終了日までを賃貸借期間として暦の月ごとに計算する。

(賃貸借料の支払)

第7条 甲は、乙に対し、各年の9月末(初年度のみ3ヶ月分、2年目以降6ヵ月分)及び翌年の3月末(6ヵ月分)から10日以内に当該期間における本契約の履行状況について検査を行うものとする。検査合格後、乙は、甲に対し、当該期間について本契約に基づく契約代金の支払請求をすることができる。ただし、金額に1円未満の端数があるときは、端数の合計を1回目の支払に加算して請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求があったときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(物件の運送経費)

第8条 乙は、物件を甲の指定する設置場所に搬入するために要する運送料及びその他運送諸経費のすべてを負担するものとする。

(物件の取外し・取付け・撤去)

第9条 甲は、物件を取外し及び取付け、又は撤去する必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

2 物件の取外し及び取付け、又は撤去によって契約内容を改定する必要がある場合は変更契約を締結するものとする。

(物件の移転)

第10条 物件の設置場所を変更する必要があるときは、甲乙協議して移転するものとする。この場合の物件の移転に要する費用は、その変更の事由が甲にあるときは甲が、乙にあるときは乙が、それぞれ負担するものとする。

(賃貸借期間終了後の物件の取扱い)

第11条 契約期間満了の際には、乙は、物件を甲に無償譲渡する。

(物件の故障)

第 12 条 物件が故障等により使用不能となった旨、甲から乙に対して通知があったとき、乙は速やかに物件の補修又は取替え等を行い、機能復帰しなければならない。

2 前項に規定する補修又は取替え等に必要なる費用は、賃貸借料に含むものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じたときは、この限りでない。

3 その他詳細は、別紙○「利根沼田振興局庁舎 LED 照明賃貸借事業 特記仕様書」によるものとする。

#### (契約不適合責任)

第 13 条 甲は、物件の規格、性能、機能、設置等に不適合、不完全その他契約不適合があった場合は、特別の定めのない限り、補修、取替え、補足等による履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

2 甲は、本物件が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 甲が契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

#### (管理義務)

第 14 条 甲は、物件を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

2 乙は、甲が求める場合、年に一度、物件の点検を行い、性能、機能が発揮されている旨を確認すること。性能、機能に不備があった場合、補修又は取替え等により機能復帰すること。ただし、対象施設が複数ある場合、甲乙協議により、各年度に点検する施設及び施設数について決定することとする。

#### (損害賠償義務)

第 15 条 甲の故意又は重大な過失により物件に損害が生じたときは、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。

2 前項の場合において動産総合保険等で填補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に請求しないものとする。

#### (立入権及び秘密保持義務)

第 16 条 乙は、物件の納入、設置、調整、管理及び取引等のため、物件の設置場所に立ち入ることができる。この場合、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

2 乙は、本契約に基づき知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、

この契約期間終了後、又は解約後においても同様とする。

(契約変更)

第 17 条 甲は、必要があると認めるときは、契約の内容を変更し、又は一時中止、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めることとする。

(解除等)

第 18 条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めるとき。
- (2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めるとき。
- (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第 1 号又は第 2 号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。

6 前 2 項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、この契約を解除する

ことができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第 85 条第 1 号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の 10 分の 2 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 3 乙が第 1 項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
  - 4 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第 20 条 乙が、第 18 条第 2 項並びに第 19 条第 2 項及び第 3 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第 21 条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（協議）

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

2 契約の履行を妨げる重大な事由が発生、又はその発生が相当程度予見される場合は、甲乙それぞれ速やかにその事由を相手方に通知し協議を行わなければならない。

（物件の所有権）

第 23 条 物件の所有権は契約期間中を通じて乙に属する。

2 契約期間満了の際には、第 11 条に規定のとおりとする。

(権利の譲渡)

第 24 条 甲、及び乙は、互いに相手方の承諾を得ないでこの契約によって生じる権利又は義務を他人に譲渡、又は承継させてはならない。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号  
群馬県  
群馬県知事 山本 一太 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○株式会社  
○○○○○○○○○○ 印